

## 業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和6年10月～12月契約分）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	持続可能な地域公共交通構築に向けた人材育成支援業務	デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社	R6. 11. 15	9, 170, 000	本業務は、交通やデータ活用、国の動向、法改正など広範な知識と経験、交通関係者とのネットワークなどが必要となることから、公募型プロポーザル方式によりそれらを審査し、当該業者が本業務に最適であると判断したため。 【評価合計点】 1位：デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社（461点） 2位：B社（349点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 （電話：053-457-2241）
2	遠州灘海浜公園（篠原地区）道の駅基本計画策定等業務委託	セントラルコンサルタント株式会社 静岡営業所	R6. 10. 15	30, 668, 000	本業務は、多様な事業展開の可能性や民間活力導入が想定される道の駅の基本計画策定及び官民連携手法導入可能性調査を実施するものであり、道の駅事業に関する専門的な知識や豊富な経験を必要とすることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の業務実績や企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適であると判断したため。 【評価合計点】 1位：セントラルコンサルタント株式会社 静岡営業所（564.6点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 （電話：053-457-2241）
3	次期まつぼっくり利用者向け操作サポート業務委託	株式会社HARP	R6. 10. 30	8, 140, 000	新システムの操作に関する問い合わせへの回答及びQ&Aの作成等は、サービス提供事業者である株式会社HARP以外対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2724）
4	令和6年度 資産経営システム・保全計画システム改修業務委託	株式会社ジオコミュニケーションシステムズ	R6. 12. 27	2, 255, 000	当該システムの開発者が株式会社ジオコミュニケーションシステムズであり、他の業者では取り扱うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 （電話：053-457-2533）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
5	令和6年度浜松市被災者生活再建支援システム訓練支援業務	株式会社フジヤマ	R6. 10. 1	2, 255, 000	本市が株式会社フジヤマと1者特命契約し、提供を受けている「被災者生活再建支援システム」を用いて大規模災害が発生した場合を想定した初動訓練を行う。本訓練は、既存のシステムと密接な関係にあり、同一の者以外では訓練中のトラブルや故障発生時の対応ができないため、業務が十分に履行されない恐れがあることから株式会社フジヤマを1者特命契約するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 (電話：053-457-2141)
6	令和6年度浜松市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 12. 20	6, 006, 000	対象者の抽出にあたっては、基準日における住民基本台帳データ及び市民税課税データを活用する必要がある、これらのシステムは日本電気株式会社が開発・構築し、著作権を保有するパッケージシステムである。そのため、対象者データ抽出作業を行うことができるのは、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している同業者だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2321)
7	令和6年度浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	特定非営利活動法人クリエイティブサポートレッツ	R6. 12. 17	2, 781, 000	浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に記載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、他の事業所では当業務は行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
8	介護保険・障害者福祉・生活保護システム標準化クラウド運用管理業務	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R6. 11. 1	1, 122, 000	システム標準化に伴い運用を開始する、介護保険、障害者福祉、生活保護の3システムは指名業者が著作権を有しており、それらを運用するためのガバメントクラウドの構築、保守作業は指名業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2861)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
9	浜松市夜間救急室医療事務システム更新・保守業務	株式会社コム・エンジニアリング	R6. 11. 20	5, 035, 382	夜間救急室は市内の一次救急を担っているため毎日診療を行っている。夜間救急室の診療形態や現行のシステムを把握し、診療を途切れることなく円滑な更新ができ、かつ24時間365日の保守が可能であるのは株式会社コム・エンジニアリング1者のみとなる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
10	令和6年度 浜松市新型コロナウイルスワクチン予防接種等業務	一般社団法人引佐郡医師会	R6. 10. 1	77, 857, 557	専門的技術が必要であり、管轄する地域の予防接種が実施可能な医療機関を総括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部浜名健康づくりセンター(北) (電話：053-523-3121)
11	浜松市新型コロナウイルスワクチン予防接種業務	一般社団法人 磐周医師会	R6. 10. 1	50, 819, 000	専門的技術が必要であり、管轄する地域の予防接種が実施可能な医療機関を総括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部天竜健康づくりセンター (電話：053-925-3142)
12	令和6年度 使用済紙おむつ資源循環実証事業調査業務	栗田工業株式会社	R6. 12. 6	5, 577, 000	本事業は、本市との連携協定を締結した栗田工業株式会社の取得した「使用済紙おむつのリサイクルに係る特許技術」を利用して実施するもので、実証におけるCO <sub>2</sub> 排出量削減試算など、特に定量的な評価検証は、同社のみが可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 (電話：053-453-6192)
13	令和7年度浜松市連絡ごみ処理手数料徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社セブン・イレブン-ジャパン</li> <li>・株式会社ファミリーマート</li> <li>・株式会社ローソン</li> <li>・ミニストップ株式会社</li> <li>・山崎製パン株式会社</li> <li>・浜松たばこ販売協同組合</li> </ul>	R6. 12. 20	16, 153, 476	より多くの納付済証取扱所の確保を目的としており、競争入札は性質上そぐわないため。(市民の利便性を考慮し、コンビニエンスストアを中心とした市内に複数の店舗を有する業者を選定)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 (電話：053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
14	平和最終処分場第2期埋立地電気的漏水検知システム保守点検等業務	坂田電機株式会社	R6. 10. 9	1, 188, 000	選定案の業者は、本システムを構築した業者であり、このプログラムは他社製プログラムとの互換性がなく、データの解析及び保護管の補修が他社ではできないことから同業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部平和清掃事業所 (電話：053-487-1131)
15	デジタル活用による人流データ調査業務	株式会社unerry	R6. 11. 1	6, 242, 500	調査手法は知見やノウハウが必要となることから、公募型プロポーザル方式によって業務の履行能力等を評価し、当該事業者が本業務に最適な者と判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社unerry (393) 2位：B社 (288)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2285)
16	令和6年度カモシカ個体調整実施事業【天竜地域】	静岡県西部猟友会 天竜分会	R6. 11. 27	1, 120, 000	この業務の遂行には、狩猟免許の所持者が複数人必要であり、当条件に適合する団体は猟友会のみである。さらに、誤射等の事故を防ぎ、安全かつ確実に業務を遂行するため、対象地の山岳地形等に精通した地元猟友会を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 (電話：053-457-2159)
17	令和6年度カモシカ個体調整実施事業【春野地域】	静岡県西部猟友会 春野分会	R6. 11. 27	1, 440, 000	この業務の遂行には、狩猟免許の所持者が複数人必要であり、当条件に適合する団体は猟友会のみである。さらに、誤射等の事故を防ぎ、安全かつ確実に業務を遂行するため、対象地の山岳地形等に精通した地元猟友会を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 (電話：053-457-2159)
18	令和6年度カモシカ個体調整実施事業【水窪地域】	静岡県西部猟友会 水窪分会	R6. 11. 27	1, 120, 000	この業務の遂行には、狩猟免許の所持者が複数人必要であり、当条件に適合する団体は猟友会のみである。さらに、誤射等の事故を防ぎ、安全かつ確実に業務を遂行するため、対象地の山岳地形等に精通した地元猟友会を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 (電話：053-457-2159)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
19	令和6年度 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土調査業務（その3）	株式会社パスコ 静岡支店	R6. 12. 4	9,306,000	危険な盛土が放置されると今後の市民生活に影響が生じるおそれがあるため、令和6年度中に既存盛土調査を終える必要がある。今回業務では市内全域の現地確認を行うが、事前に盛土等の位置、地形及び微地形表現図から判読する盛土状況の整理が必要であり、分布調査を行っていない他者では準備工に要する時間が多く割かれ、指名した業者以外では令和6年度中に業務を完遂することができなかったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	都市整備部土地政策課 （電話：053-457-2307）
20	令和6年度大平台北東区域地下構造物調査事業地下水処理計画等に関する技術支援業務	一般社団法人日本建設機械施工協会	R6. 10. 10	3,025,000	本業務は、別途発注の地下水処理計画業務等と連携し、事業全体の総合的な技術指導及び助言等を行い、円滑な事業推進を図ることを目的とし、一般社団法人日本建設機械施工協会は、建設機械と建設機械化施工に関する総合試験研究機関として、土木、機械、地質分野等の多彩な技術者や各種試験機を有し、国家的プロジェクトを含む多様な事業の調査・研究・開発に参画している。また過年度の同業務においても、豊富な経験と高度な技術力により多大な成果を納めており、当該事業を熟知していることから、業務の目的を適切に遂行する上で、必要な技術支援を担うことができる唯一の業者であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部市街地整備課 （電話：053-457-2716）
21	外国語指導助手業務に関する労働者派遣	株式会社インタラック 関西東海	R6. 12. 24	664,985,970	本業務は、高度な技術や経験が必要な業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社インタラック関西東海（80点） 2位：B社（62点） 3位：C社（52点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育センター （電話：053-439-3140）
22	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板設置、撤去、処分業務（中央区（旧東区・旧南区））	株式会社フクダサインボード	R6. 10. 10	8,972,700	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
23	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板設置、撤去、処分業務(天竜区)	誠和企画株式会社	R6. 10. 10	6,688,000	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
24	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板設置、撤去、処分業務(中央区(旧中区))	株式会社アライデザイン工芸	R6. 10. 10	9,842,910	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
25	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板設置、撤去、処分業務(中央区(旧西区・三方原地区)、浜名区)	株式会社アライデザイン工芸	R6. 10. 10	15,226,090	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
26	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係るVDT作業及び選挙事務業務に関する労働者派遣契約(浜松市役所ほか15施設)	株式会社東海道シグマ浜松支店	R6. 10. 11	6,729,855	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
27	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係るVDT作業及び選挙事務業務に関する労働者派遣契約(東行政センターほか10施設)	株式会社ベルキャリアエール浜松支店	R6. 10. 11	5,945,940	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
28	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙事務業務に関する労働者派遣契約(ザザシティ浜松ほか1施設)	キャリアリンク株式会社	R6. 10. 11	1,740,585	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去の選挙において、本業務の類似業務を受託した者に事前確認を行ったが対応できる者がなかったことから、市内から優先的に他の業者に受託の可否について確認し、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
29	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙事務業務に関する労働者派遣契約(北部協働センターほか10施設)	株式会社トラスト 浜松営業所	R6. 10. 11	2,241,184	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去の選挙において、本業務の類似業務を受託した者に事前確認を行ったが対応できる者がなかったことから、市内から優先的に他の業者に受託の可否について確認し、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
30	折込み選挙啓発紙作成・配布等及び選挙(審査)公報配布等業務	株式会社アプライズ	R6. 10. 10	8,715,806	選挙期日までの期間が短く、折込み啓発紙の作成から配布までに時間がないこと、新聞販売店に対する周知等を迅速に行う必要があること、選挙区ごとに確実に配り分けをする必要があること等の理由から、直近の選挙を含め過去大半の折込み啓発紙作成・配布や選挙(審査)公報配布等の業務を受託しており、本業務の確実な履行が見込まれる者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
31	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の設営・撤去業務	株式会社カモン	R6. 10. 11	5,687,110	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
32	令和6年度浜松市役所仕事研究ガイドPLUS等作成業務	株式会社エイエイピー	R6. 11. 1	1,870,000	学生等に強く訴求する内容とするための高度な創造性が求められる業務であることから、指名型プロポーザル方式によって指名業者を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位:株式会社エイエイピー(404点) 2位:B社(360点) 3位:C社(356点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人事委員会事務局 (電話:053-457-2201)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
33	令和6年度 大原・常光浄水場計装機器(水位計・流量計)点検業務	東京計器株式会社 名古屋営業所	R6. 10. 17	1,760,000	特別な技術、装備・部品の調達ルート等が必要とするため、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話: 053-436-1307)
34	中部浄化センター特別高圧用変圧器点検業務	株式会社日立製作所 中部支社 支社長 湯次 善麿	R6. 10. 2	3,300,000	当該設備は、株式会社日立製作所が設計・施工したもので、保守点検業務には設計・施工したメーカーの知識・技術が必要であり、業務の遂行に当たり必要となる作業養生等は、当該設備の開発者等特定の者が行うのでなければ、その作業に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話: 053-441-3631)
35	浜松市新型コロナウイルスワクチン予防接種等業務	一般社団法人 浜名医師会	R6. 10. 1	30,748,165	専門的技術が必要であり、管轄する地域の予防接種が実施可能な医療機関を総括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	中央健康づくりセンター(西) (電話: 053-597-1120)
36	令和6年度ローカルコープ構想推進事業(実証・実装準備)業務	株式会社paramita	R6. 10. 1	9,900,000	和6年度当初に「水窪地域の持続可能性向上に資するランドデザイン策定」及び「住民会議等の実施」に係る業務を株式会社paramitaと契約している。今回の業務は株式会社paramitaから策定されたランドデザイン骨子(案)を基本に実証・実装準備を展開するものであり、過去の業務から積み上げた自分ごと化会議や地域団体への聞き取り等の基礎資料を活用できるのは株式会社paramita以外にないことから随意契約とする。	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	天竜区水窪支所 (電話: 053-982-0001)
37	第50回衆議院議員総選挙等投票所入場整理券・選挙人名簿抄本等印刷、印字及び仕分業務	サンメッセ株式会社 静岡営業所	R6. 10. 10	7,260,000	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話: 053-457-2521)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
38	投票所交通誘導業務(当日分)(第50回衆議院議員総選挙)	株式会社ドリーム	R6. 10. 10	4,400,000	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
39	投票所交通誘導業務(期日前分①)(第50回衆議院議員総選挙)	株式会社村上産業	R6. 10. 10	1,923,218	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、市内・市外業者問わず見積徴収を依頼し、受託可能との回答が得られ、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
40	浜松市中央区第1開票区開票所の設営・撤去業務	株式会社カモン	R6. 10. 10	1,595,715	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に同規模の設営・撤去業務を請け負った実績のある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
41	浜松市開票速報本部及び浜松市中央区第2開票区開票所の設営・撤去業務	株式会社レンダー商会	R6. 10. 10	3,528,690	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)
42	浜松市浜名区開票区開票所の設営・撤去業務	大興産業株式会社	R6. 10. 10	2,385,900	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話:053-457-2521)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
43	浜松市天竜区開票区開票所の設営・撤去業務	株式会社カモン	R6. 10. 10	1,272,865	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)